

## 大学生の非常勤役員

Q：大学生の息子を非常勤役員にして、役員報酬を支給するとしたら、何か問題があるでしょうか。

A：一定の要件さえ満たしていれば、役員にして報酬を支給できます。

### 【解説】

法人税法上、役員報酬が損金の額に算入されるためには、次の要件を満たす必要があります。

- (1)定款の規定、株主総会や社員総会の決議によって決められた支給限度額の範囲内で、あらかじめ定められた支給基準に基づいて定期的に反復又は継続して支給されていること
- (2)その支給された報酬の額が客観的に適正であると認められること
- (3)法人の取締役、監査役、理事、監事及び清算人等で経営に従事していること

したがって、取締役会等に出席して、経営上重要な会議に参画していたということであれば、非常勤役員であっても、法人の経営に従事したものとされ、その報酬が不相当に高額でない限り、その報酬は損金として認められると思われます。

ただし、実質は形だけの役員であって経営に従事していないということになりますと、社長に対する報酬と認定される場合もありますので、注意が必要です。

